清算株式会社は、前項における一括弁済額を弁済した日を以て、別紙「分割弁済額」に相当する債権額を、富士ハウス工業株式会社（本店所在地：山梨県富士吉田市上吉田一丁目６番18号、代表取締役：渡邊克夫、以下「富士ハウス工業」という。）の同意を条件として、富士ハウス工業により免責的に債務引受をさせるものとする。

⑵　弁済時期及び期限の利益喪失条項

前項⑴の債権は、別紙「分割弁済額に関する弁済スケジュール」記載の各弁済期日（該当日が銀行休業日の場合は翌営業日とする。）に分割して弁済されるものとする。なお、富士ハウス工業が上記の金員の支払いを怠り、協定債権者から相当の期間を定めて催告がなされたにもかかわらず支払いがなされない場合は、当然に本分割弁済部分に関する期限の利益を喪失し、残額を一括して支払うものとする。

３　振込手数料の負担

振込手数料について、一括弁済部分は清算株式会社の負担、分割弁済部分は富士ハウス工業の負担とする。

４　小山田利男相続人小山田喜子の有する債権

協定債権者中、小山田利男相続人小山田喜子の有する債権に対しては弁済を行わない。

二　債権放棄

各協定債権者は、清算株式会社に対する協定債権のうち、本協定一、１における一括弁済額を弁済した日を以て、別紙「協定債権にかかる放棄額」の金額並びに協定債権にかかる利息及び遅延損害金（特別清算開始決定の前後を問わない。）の債権全額を放棄し、清算株式会社はその債務の免除を受ける。なお、小山田利男相続人小山田喜子の債権についてはその他協定債権者の債権放棄等と同時に放棄等の効力が生ずるものとする。

三　新たな財産の発見

清算株式会社の新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。ただし、１円未満の端数は切り捨てる。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

以上

甲府地方裁判所都留支部

令和６年（ヒ）第６号

山梨県富士吉田市上吉田１丁目６番18号

清算株式会社　ＦＦ株式会社

代表清算人　御山　義明

１　決定年月日　令和７年４月４日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

一　協定債権に対する弁済

１　協定弁済

清算株式会社は、別紙「協定債権者」に対し、本協定の認可決定が確定した日から30日以内に、別紙「弁済額」の金額を弁済する。

２　振込手数料の負担

振込手数料は清算株式会社の負担とする。

３　ＦＨＫ株式会社及び小山田利男相続人小山田喜子の有する債権

協定債権者中、ＦＨＫ株式会社及び小山田利男相続人小山田喜子の有する債権に対する弁済は行わない。

二　債権放棄

各協定債権者は、清算株式会社に対する協定債権のうち、前項１における弁済額の弁済と引き換えに、別紙「協定債権にかかる放棄額」の金額並びに協定債権にかかる利息及び遅延損害金（特別清算開始決定の前後を問わない。）の債権全額を放棄し、清算株式会社はその債務の免除を受ける。なお、ＦＨＫ株式会社及び小山田利男相続人小山田喜子の債権についてはその他協定債権者の債権放棄と同時に放棄の効力が生ずるものとする。

三　新たな財産の発見

清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。ただし、１円未満の端数は切り捨てる。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

以上

甲府地方裁判所都留支部

令和６年（ヒ）第７号

山梨県富士吉田市上吉田１丁目６番18号

清算株式会社　株式会社Ｄ

代表清算人　御山　義明

１　決定年月日　令和７年４月４日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

一　協定債権に対する債権放棄及び債務免除

清算株式会社は、弁済原資がないため、弁済は行わず、別紙「協定債権者」は、本協定の認可決定が確定した日を以て、協定債権及び協定債権にかかる利息及び遅延損害金の債権全額を放棄し、清算株式会社はその債務の免除を受ける。

二　新たな財産の発見

清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。ただし、１円未満の端数は切り捨てる。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

以上

甲府地方裁判所都留支部

監督命令

小規模個人再生による再生手続開始